

県南広域振興局長告示第 147 号

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成 18 年 12 月 5 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

登録 番号	生産事業者の氏名又は名称及 び住所	生産事業の内容				事業所の名称及 び所在地	生産事業の廃止年 月日
		種 穂		苗 木			
		採 取	精 選	幼 苗 の 育 成	幼苗以外の 苗木の育成		
岩手・ 一 14	工藤栄 一関市花泉町永井字薬師沢 69 番地 2			○	○	工藤栄 一関市花泉町永 井	平成 18 年 7 月 11 日